

KPMG Japan e-Tax News

No.100 – October 1, 2015



KPMG 税理士法人
[Contact Us](#)

税務情報

国税庁—国外居住親族に係る扶養控除等に関するリーフレット及びQ&Aを公表

2015 年度税制改正により、2016 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び 2016 年分以後の所得税について、非居住者である親族（国外居住親族）に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、その国外居住親族に係る親族関係書類や送金関係書類（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）を提出又は提示しなければならないこととされました。

この改正に関し、国税庁は 9 月 25 日、以下の 2 つの資料を公表しました。

[国外居住親族に係る扶養控除等の適用について](#) (PDF 634KB)

全 4 ページのリーフレットで、親族関係書類や送金関係書類に関する注意事項が簡潔にまとめられています。また、給与等の源泉徴収や年末調整の際に扶養控除等の適用を受ける者がこれらの書類を提出又は提示すべき時期等についても触れられています。

[国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A\(源泉所得税関係\)](#) (PDF 244KB)

この改正に関する全般的な事項について 10 問、親族関係書類について 10 問、送金関係書類について 13 問の Q&A が掲載されている源泉徴収義務者向けの資料です。[「所得税基本通達の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)（7 月 7 日発遣）で定められた、この改正に係る新しい通達を踏まえた Q&A のほか、法令等からは読み取ることができない具体的な取扱いが示されている Q&A もあり、給与計算を担当されている方の参考となる事項が多く含まれています。

弊事務所では、クライアントおよび過去の弊事務所主催セミナー等でお名刺を頂戴した皆様に対して、税務に関するニュースレター・セミナー等のご案内を配信しております。今後、ご案内の配信中止をご希望されるお客様は、お手数ですが、下記メールにご返信くださいますよう宜しくお願ひ申し上げます。
info-tax@jp.kpmg.com

To unsubscribe from the e-Tax News distribution, select unsubscribe below:

[Contact us](#) | [Manage my subscription](#) | [Unsubscribe](#) | [Privacy](#) | [Legal](#)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.